

別紙 2

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担う必要があります。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林や間伐、路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成、確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

北海道室蘭市議会

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に際して、公的支援の維持及び後遺症対策の強化を求める意見書

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ5類へと5月8日に移行する方針を決めました。5類に移行されることに伴い、政府は外来、入院の自己負担分の公費支援を段階的に見直すとしており、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、第8波の下で死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制が逼迫したことから5類への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に疲労感、倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えており、実際に倦怠感、呼吸困難感、味覚・嗅覚障害、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われています。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば子供の場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療法等の確立は大変重要な課題であります。

よって、政府におかれましては、感染症法上の位置づけ移行後においても、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をしたりすることがないように、公費負担や財政措置の縮小など公的支援を後退さないとともに、後遺症を抱えている方々に寄り添い、一人一人の日常を守る取組を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

北海道室蘭市議会

認知症の人も家族も安心な社会の法整備を求める意見書

日本における認知症有病者数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い今後も増加が見込まれており、将来を見据えた取組の拡充が求められています。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られています。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々が正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められています。

よって、国会及び政府におかれましては、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、認知症に対する施策を国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するため（仮称）認知症基本法の整備に取り組まれるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

北海道室蘭市議会

LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書

性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被るようなことは決してあってはなりません。2021年3月に札幌地方裁判所において、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反するとの判決が出されました。

今、性的少数者のカップルを自治体が認めるパートナーシップ制度の導入が進み、導入自治体数は255自治体（2023年1月時点）に上り、パートナーシップ制度に対する理解の進展とともに増加傾向にあります。

同時に、多様な性の在り方への無理解や偏見に苦しむ当事者も少なくありません。昨年、閣議決定された自殺総合対策大綱においても、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。」とされています。

今年はG7サミット（主要国首脳会議）が日本で開催されますが、LGBTQ差別禁止や同性カップルの法的保障がないのはG7各国では日本だけとなっています。

よって、政府におかれましては、性的指向や性自認に関する差別的取扱いを禁止し、人権を守る法整備を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

北海道室蘭市議会

岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書

政府は国会で審議することもなく、昨年12月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる安全保障3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定し、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有と5年間で43兆円という未曾有の大軍拡を進めようとしています。

敵基地攻撃能力の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地への攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないという立場や、専守防衛という原則すら完全に投げ捨てるものです。

また、安全保障3文書はGDP（国内総生産）比2%以上の防衛費を掲げており、財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用、削減などが進められようとしています。実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界3位の軍事大国ということになり、各方面から批判の声が上がっています。

自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、「戦わないために何をするか考えるべき」と強調しています。

読売新聞社全国世論調査（1月16日）では、防衛費を43兆円に増やすことに反対49%、賛成43%と昨年の調査から賛否が逆転しました。特に、財源を増税で賄うことに反対は63%に上りました。NHK世論調査（1月10日）でも、軍事費増額の財源確保のため増税することに、反対が61%で賛成の28%を大きく上回っています。

物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに大軍拡のための増税への怒りが急速に広がっています。

よって、政府におかれましては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す大軍拡大増税の方針を転換し、憲法9条を生かした平和外交に徹するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

北海道室蘭市議会